

独立行政法人さけ・ます資源管理センタ - 職員給与規程

平成13年4月1日  
13規程第38号

改正 平成13年11月30日 13独さ第388号  
改正 平成15年 2月28日 14独さ第574号  
改正 平成15年 3月31日 14独さ第618号  
改正 平成15年10月31日 15独さ第376号  
改正 平成16年11月 1日 16独さ第342号  
改正 平成17年11月30日 17独さ第334号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人さけ・ます資源管理センタ - (以下「センター」という。)職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、独立行政法人さけ・ます資源管理センタ - 職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第11条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第19条に規定による手当を含む。第39条においても同じ。)、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職員俸給表(別表第1)

(2) 研究職員俸給表(別表第2)

2 前項の俸給表(以下単に「俸給表」という。)は、第37条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職種に属する職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職種に属する職務に移つた場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 前2項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号俸を超えて俸給月額を決定することができる。

6 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、12月を下らない期間を良好な成

績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より2号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをも併せ行うことができる。

8 職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けるに至った時から24月（その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合にあっては、18月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における俸給の幅の最高額を超えて、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。

9 55歳を超える職員は、第6項、第7項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。

10 第6項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の俸給月額は、理事長が別に定める俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条 国公法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第5条第2項及び前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給の支給日は、毎月16日（その日が勤務時間規程第4条第1項に規定する週休日又は同規程第12条に規定する休日（以下この条において「休日等」という。）にあたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日等でない日。以下「支給日」という。）とする。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下「給与期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第4条第1項、第6条及び第7条の規定による週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の特別調整額）

第10条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定めるものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25を超えてはならない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における

当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 前条及び前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に必要な事項は、理事長が別に定める。

(調整手当)

第13条 調整手当は、物価、生計費等が特に高い札幌市に所在する事務所(この条において「支給事務所」という。)に在勤する職員に支給する。

2 調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

3 支給事務所に在勤する職員が事務所を異にして異動した場合(この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)において、当該異動後に在勤する事務所が調整手当が支給されない事務所であるときは、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する調整手当の支給については、理事長が別に定める。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動の前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 検察官であつた者又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「一般職給与法」という。)若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の業務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が別に定めるもの若しくは他の独立行政法人に使用される者(以下「一般職給与法適用職員等」という。)であつた者が、引き続き人事交流等によりセンターの職員となつた場合(この職員が当該異動の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)において、当該職員が異動又は採用の日の前日に人事院規則9-49(調整手当)第1条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署(同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。)に在勤していた者で、当該異動若しくは採用後に在勤する事務所が調整手当を支給されない事務所であるとき、又は当該異動若しくは採用後に在勤する支給事務所に係る調整手当の支給割合が当該異動又は採用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律及び同規則の規定を適用して得られる支給割合(理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下「給与法による支給割合」という。)に達しないときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該異動又は採用の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動又は採用の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動又は採用の日から2年を経過するまでの間に

更に在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する調整手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

- (1) 当該異動又は採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 一般職給与法による支給割合(一般職給与法による支給割合が当該異動又は採用の後に改定された場合にあつては、当該異動又は採用の日の前日の給与法による支給割合。次号において同じ。)
  - (2) 当該異動又は採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 一般職給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 前4項に定めるもののほか、調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
  - (2) 当該職員の所有する住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している世帯主である職員
  - (3) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
  - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員  
家賃の月額から12,000円を控除した額
  - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員  
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤

することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準

に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、検察官であつた者又は一般職給与法適用職員等であつた者から引き続き人事交流等によりセンターの職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
  - 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日（第9条ただし書の規定により俸給が支給される場合にあつては、同項に掲げる各期間内においてそれぞれ俸給が支給される日）に支給する。
  - 6 通勤手当が支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
  - 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
  - 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
  - 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、23,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別

に定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

3 検察官であつた者又は一般職給与法適用職員等であつた者から引き続き人事交流等によりセンターの職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特地勤務手当等)

第18条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの(以下「特地事務所」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める。

3 特地事務所が第13条の理事長が別に定める地域に所在する場合における特地勤務手当と調整手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれらに準ずる事務所(以下「準特地事務所」という。)に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、当該異動又は事務所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 検察官であつた者又は一般職給与法適用職員等であつた者から引き続き人事交流等によりセンターの職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(給与の減額)

第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第12条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間規程第12条に規定する年末年始の休日若しくは理事長が指定する日(勤務時間規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。



以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の半減)

第21条 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第19号)第1条の2に規定する通勤をいう。以下この項及び第38条において同じ。))による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあつては1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第22条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合、勤務時間規程第7条第2項の規定により週休日の再振替又は再割振り変更(当該再振替又は再割振り変更による週休日に勤務しなかった場合に限る。))を行った勤務(勤務時間規程第7条第1項に規定する勤務を命ずる必要がある日の属する週内に週休日の再振替又は再割振り変更を行った勤務を除く。)については、100分の35)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(休日給)

第23条 祝日法による休日等(勤務時間規程第4条第1項又は第6項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定めている職員以外の職員にあつては、勤務時間規程第12条に規定する祝日法による休日等が勤務時間規程第6条及び第7条の規程に基づく週休日に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で、理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(端数計算)

第24条 第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 第20条、第22条及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する調整手当及び特勤勤務手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあつては当該各号に定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(1) 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第17条に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額

(2) 寒冷地手当 第32条の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第10条第1項の規定に基づく理事長が別に定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として理事長が別に定める職員(以下「特定管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、特定管理職員にあつては12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国公法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡した職員(第38条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額(理事長が別に定める特定幹部職員(第30条において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に職務の複雑・困難及び責任の度、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める職にある職員にあつては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第76条の規定により失職した職員（同法第38条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国公法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

( 勤勉手当 )

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国公法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分75(特定幹部職員にあつては100分の95)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35(特定幹部職員にあつては100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

( 寒冷地手当 )

第31条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条及び次条において「基準日」という。)において、別表第3に掲げる地域に在勤する職員(以下この条及び次条において「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

第32条 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域 の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第3に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第16条第1項の規定による単身赴任手当を支給される

もの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

- 2 第21条第1項の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 3 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第3のとおりとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第33条 削除

第34条 削除

（特定の職員についての適用除外）

第35条 第22条及び第23条の規定は、特定管理職員には適用しない。

- 2 第11条、第12条、第13条第3項から同条第4項まで、第14条、第16条、第18条、第19条及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。

（俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法）

第36条 俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

（非常勤職員の給与）

第37条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は理事長の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務1日につき、理事長が別に定める額を超えない範囲内において、手当を支給することができる。

- 2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。
- 3 前2項の常勤を要しない職員には、別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（休職者の給与）

第38条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が国公法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国公法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が別に

定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは、「第38条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業等職員の給与)

第39条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条の規定に基づき育児休業をする職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

- 2 職員が勤務時間規程第21条第1項に基づく部分休業をしている場合の給与は、第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 3 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 4 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 5 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、理事長が別に定めるところにより、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

- 6 前5項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休暇職員の給与)

第40条 職員が、理事長から介護休暇の承認を受けて勤務しない場合は、第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第41条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第3条に規定する派遣職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第42条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 2 給与法適用職員から引き続き独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員となった者の第6条第9項の適用については、給与法の一部を改正する法律(平成10年10月16日法律120号)第11号から第13号の経過措置に準じて取り扱うものとする。

附 則(平成13年11月30日13独さ第388号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成15年2月28日14独さ第574号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第27条第1項から第3項まで及び第39条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施

行する。

(職務の級における最高の号俸を越える俸給月額の切替え等)

- 2 施行日の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を越える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における  
最高の号俸の額とその1号下位の号俸との差額 ×

その者の施行日の前日における俸給 月額(以下「旧俸給月額」という。) 施行日の前日におけるその者の属する  
職務の級における最高の号俸の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の  
号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規定による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定めたものでなければならない。

(平成15年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定)

- 6 施行日から平成15年3月31日までの間における第27条の適用については、第27条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と第27条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 7 平成15年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第27条第2項及び第4項から第6項まで、第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その越える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 施行日(期末手当について第27条第1項後段又は第38条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以下この号及び次号

において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により一般職給与法適用職員等となり、引き続き当該一般職給与法適用職員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該一般職給与法適用職員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

- (2) 継続在職期間について、この規定による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規定」という。)による俸給月額(継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める俸給月額)及び改正後の職員給与規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 8 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の職員給与規程第27条第2項及び第39条第3項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、第27条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」、と第27条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、第27条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、第27条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業をしている職員の経過措置)

- 9 平成15年6月1日に育児休業している職員の同日に係る期末手当に関する改正後の職員給与規程第39条第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則(平成15年3月31日14独さ第618号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月31日15独さ第376号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条、第13条、第15条及び第27条の改正部分及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

- 2 施行日の前日において、別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸

$$\text{その者の施行日の前日における俸給月額} \times \frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} - \text{その者の施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸の差額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸の差額}}$$



## 1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受け取る期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成16年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定）

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第27条規定の適用については、第27条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と読み替えるものとする。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 7 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第27条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第41条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第13条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同各項の規定の適用については、同各項中「場合(この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第3項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、同項第1号及び同条第4項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあり、並びに同条第4項中「当該異動又は採用の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同条第3項第2号及び第4項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「支給割合(理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。）」とあるのは「支給割合(」とする。

(その他)

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成16年11月1日16独さ第342号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人さけ・ます資源管理センタ - 職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第31条に規定する基準日(以下「基準日」という。)において平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)から引き続き旧寒冷地(この規程による改正前の独立行政法人さけ・ます資源管理センタ - 職員給与規程第31条に規定する寒冷地をいう。以下同じ。)に在勤する職員(再任用職員(改正後の職員給与規程第6条第11項に規定する再任用職員をいう。))を除く。以下「経過措置対象職員」という。)に対しては、同規程第31条及び第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第31条及び第32条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 他の国家公務員等(改正後の職員給与規程第13条第4項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。)であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第31条及び第32条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第25条の規定の適用については、同条第2号中「第32条」とあるのは「改正後の職員給与規程附則第2項から第4項の規定」と読み替えるものとする。

附 則 (平成17年11月30日17独さ第334号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から別表第2までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給月} && \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ & \text{額(以下「旧俸給月額」という。)} && \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ \text{との差額} \times & & & \\ & \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその} \\ & \text{1号俸下位の号俸との差額} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整

額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる時は、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。))にあつては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特勤手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項第1号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
23			299,100	351,900	372,700	411,900					
24			301,100	354,100	375,300	415,300					
25			303,000	356,500	377,800						
26			304,800	358,700	380,400						
27			306,700	361,000							
28			308,700	363,200							
29			310,600								
30			312,500								
31			314,400								
32			316,200								
再任用職員	149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 1 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 3級1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

別表第2 研究職員俸給表（第5条第1項第2号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	-	-	254,300	295,700	339,300
2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
24	282,400	355,100	433,500		
25	287,100	357,900	436,800		
26	290,900	360,700			
27	294,500	363,500			
28	297,400	366,300			
29	299,800	369,000			
30	301,700				
31	303,800				
32	305,700				
再任用職員	216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で理事長が別に定めるものに適用する。

別表第3（第31条及び第32条第1項関係）

支 給 地 域 区 分

1 級 地	帯広市、北見市、上川支庁管内、網走支庁管内 河西郡、川上郡、阿寒郡、中標津町
2 級 地	札幌市、千歳市、知内町、山越郡、島牧郡、枝幸町、白老郡、標津町
3 級 地	静内郡